久留米市建築物耐震改修促進計画（改定案）概要版

第１章　建築物耐震改修促進計画の趣旨

1．計画策定の目的

・地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、既存建築物の耐震診断や耐震改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）」に基づき、「久留米市耐震改修促進計画」を策定する。

2．計画の位置づけ

・本計画は、耐震改修促進法第６条第１項に基づき策定するもので、「国の基本的方針」を踏まえ、「福岡県耐震改修促進計画」等との整合を図るもの。

3．計画期間

・計画期間は令和 17 年度までとする。

第２章　久留米市における耐震化の現状と課題

1．想定される地震の概要

・福岡県の「地震に関する防災アセスメント調査報告書」において、久留米市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる水縄断層が活動した場合の震度は７、建物被害は全壊・全焼 11,000 棟、半壊 44,000 棟と想定されている。



2．耐震化の現状

・市内の要緊急安全確認大規模建築物及び住宅の耐震化率は以下のとおりである。

【要緊急安全確認大規模建築物】

	H30	R7
全体	81.8%	81.8%
公共	100%	100%
民間	77.8%	77.8%

【住宅】

	H30	R5
全体	89.4%	92.2%
木造戸建て	77.2%	84.4%
共同住宅等	98.1%	98.2%

・要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率について、公共建築物は100%だが、民間建築物の耐震化率 77.8%で耐震化に課題がある。

・住宅全体の耐震化率は令和５年度末で 92.2%となっている。耐震化率が 84.4%となっている木造戸建て住宅の耐震化に課題がある。

3．耐震化の課題

①防災上重要な建築物の耐震化

・不特定多数の者が利用する建築物や避難に通常より多くの時間を要する者が利用する建築物等については、優先的な耐震化の促進が必要

・住宅の耐震化率が目標値を下回っており、特に木造住宅の耐震化が必要

・耐震性不足解消率向上にあたっては、耐震化だけでなく除却の促進も必要

②意識啓発・知識の普及

・耐震化による地震被害リスク回避のため、建築物所有者自らの問題であることの意識啓発が必要

・気軽に相談でき、正しい情報を得ることができる相談体制の充実が必要

・昭和 56 年の耐震基準導入以降で平成 12 年より前に建築された木造住宅について、耐震性能検証の実施に努めるよう促すことが必要

③耐震化に向けた環境整備

・所有者の負担軽減や、耐震化促進のための情報提供などの環境整備が必要

④建築物全般の安全対策

・構造体の耐震化と併せて、窓ガラスや天井の落下対策など非構造部材を含む建築物全般の安全対策が必要

第３章　耐震化の目標設定

1．耐震化目標の設定

種別	現状	目標
要緊急安全確認大規模建築物	81.8%（R8.4.1 時点）	令和 12 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消
住宅	92.2%（R5 時点）	令和 17 年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

第４章　目標達成のための施策展開

1．耐震化の基本方針

・住宅･建築物の所有者自らが耐震化に努めることを基本とする

・耐震化促進のための環境整備と適切な指導を行う

地震に強い安全・安心な久留米のまちづくり
《建築物の耐震化の促進》

2．施策の体系・概要

施策	取り組み内容	
1．住宅の耐震化	1）耐震診断・耐震改修等への支援	（1）耐震診断アドバイザーによる耐震診断の実施
		（2）国・関係機関と連携した建築物所有者への支援
		（3）建替えと耐震改修両面での耐震化の促進
	2）リフォーム時における耐震化の誘導	（1）リフォームと一体となった耐震改修工事の促進
		（2）リフォーム業界と連携した耐震化の誘導
		（3）安心してリフォームが行える環境整備
	3）除却の促進	（1）木造住宅の除却費補助等の実施
	4）耐震性能検証の促進	（1）耐震性能検証法の普及促進
2．民間特定既存耐震不適格建築物の耐震化	1）適切な指導等による耐震化の促進	（1）適切な指導等の実施
		（2）要緊急安全確認大規模建築物への補助等の実施
		（3）建築物所有者へのメリットの提示
	2）定期報告の活用	（1）建築物の定期報告制度３の活用による耐震化の促
	3）通行障害建築物の耐震化の促進	（1）通行障害建築物の耐震化の促進
		（2）緊急輸送道路の強化に向けた関係機関との連携
3．公共建築物の耐震化	1）重点的かつ計画的な耐震化の促進	（1）公共建築物の耐震化の考え方
		（2）公共建築物の優先度分類による効果的耐震化促進
	2）市有建築物の耐震化の推進	（1）市有建築物の耐震化の考え方
		（2）市有建築物の耐震対策
		（3）市有建築物の特定天井の脱落防止対策
		（4）耐震対策の推進
4．耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発	1）防災意識の向上	（1）防災教育の充実
		（2）地域ぐるみの防災活動の促進
		（3）手軽に出来る耐震対策
		（4）防災情報の提供
	2）耐震改修促進に関する情報の提供	（1）多様な媒体による正しく有益な情報の提供
		（2）継続的な情報提供活動の実施
5．耐震改修促進に向けた指導等	1）法に基づく適切な指導･助言等の実	（1）指導等の対象建築物
		（2）指導方法の考え方
	2）ネットワークづくりの推進	（1）所管行政庁との連携
		（2）定期的に耐震化を促進する活動の実施
		（3）耐震改修計画の認定
6．耐震改修促進に資するその他の施策	1）建築物の総合的な安全対策の実施	（1）建築物の総合的な安全対策
		（2）ブロック塀倒壊防止等建築全般の安全性の向上
		（3）天井等の非構造部材の安全性の向上
		（4）その他（建築設備全般の安全性向上、空家対策）

第５章　計画の実現に向けて

久留米市、市民、関係団体の役割と責務を明確にし、連携を図りながら計画を実行